

2022 春闘  
討論集会12月5日(日)  
13:30~  
ルビノ堀川

## アドバイス

労働相談ホットライン  
0120-378-060秘密厳守  
相談無料第203号  
2021年11月1日(月)  
発行責任者 稲村  
編集責任者 森下  
連絡先 075-811-6770★相談事例①：★  
(男性46歳・サービ  
ス業・契約社員)

## 突然契約打ち切り

8月1日から働き  
始めた。9月に10月  
1日(12月31日)ま  
での雇用契約を締結  
した。1日6時間、  
1ヶ月120時間労働  
。時給は最賃適用。  
10月上旬会社から  
突然「10月末で契  
約を解除したい。1  
20時間分の賃金と  
ほぼ同額の12万円  
を慰労金として支給  
したい」と言われた。  
理由は、「上司に心  
の病気を相談したこ  
とと、服が匂うなど  
身だしなみが良くない  
」とのこと。

## 建交労に加盟

本人の希望を聞いて  
たところ、「転職したい  
・12月までの賃金  
を保障してもらいた  
い」というものであ  
ったので、建交労に  
加盟し、12月までの  
賃金支給を求め、入  
団交渉を申し入れ

## 交渉経過

【初回】  
会社側は弁護士が  
同席し、慰労金「11  
万円」を回答。11  
万円の組合は「18万  
円を主張し検討するよ

う要請。

## 【二次・三次団交】

会社側「12万円」  
を回答。  
組合は再検討を要  
請。10月28日に12  
万2千円の回答で決  
着。尚、この方は、昨  
年ホテルに勤務して  
いた時、コロナによ  
る休業補償を実現さ  
せる目的で、当セン  
ターを介し、要求を  
実現した経過があ★相談事例②：★  
(女性50歳代  
・書店・契約社員)

## 即刻解雇までの経過

## 【20年8月】

20年8月31日か  
らパート従業員とな  
る。労働条件通知書は  
発行されず、口頭で  
一日の労働時間は4  
時間30分(10時~  
15時・休憩30分)。  
勤務日は月・火・水  
と説明された。

## 【21年4月】

コロナの影響で4  
月ごろから自宅待機  
の日が出始める。  
4月までは出勤日  
が月・火・水に固  
定されていたが、56月は、緊急事態宣  
言に伴い、勤務日を  
月・火の2日に減ら  
すと言われた。

## 【21年6月下旬】

コロナによる休業  
支援金を申請するの  
で、申請書類の作成  
に協力してほしいと  
要請。会社は「6月20日  
までは協力するが、  
その日以降は、コロ  
ナの影響で短時間  
の勤務ではないから、  
協力できない」と回  
答してきた。

## 【21年7月上旬】

このころから労使  
関係がギクシャクし  
始める。  
7月1日付で労働  
契約書を締結するよ  
う会社より要請され、労働契約書が渡  
された。しかし、勤務日  
が「シフト制」と記載  
されているだけで、  
勤務日が特定でき  
ない。押印を拒  
否した。そうしたら、予定  
されていた8月の  
シフトを空白にさ  
れた。相談センターにて  
面談での相談実施

## 【21年8月上旬】

口頭で説明され  
た労働条件を確認  
するために、労働条  
件通知書の発行を  
求めた。

## 【21年8月下旬】

7月に提示した  
契約書は「破棄するので返却するよう  
求められた。

## 【21年9月中旬】

20年8月31日  
(昨年)付けの労働  
条件通知書が提示  
されたが、労働日の  
項の記載が、口頭で  
説明された、実態で  
あった、「月・火・  
水」ではなく「シフ  
ト制」と記載されて  
いた。受領・確認  
印を押さなかつ

## 【21年9月下旬】

会社が提示する  
労働条件に従えな  
いなら離職しても  
らう。解雇予告手当  
を支払い解雇する  
ので自宅待機する  
よう命ぜられた。

## 【21年9月下旬】

即時解雇通知書  
が自宅に届く労働委員会に幹  
旋申請。幹旋日が10  
月19日に確定。  
10月9日建交労に  
加盟。

←

(参)  
平均賃金  
約3万4千円  
月19日の幹旋成立。  
解決金25万円で10

## 組織拡大

建交労 2名

| 項目 | 件数 | 当月比率  |
|----|----|-------|
| 男性 | 11 | 47.8% |
| 女性 | 12 | 52.2% |
| 不明 | 0  | 0%    |
| 合計 | 23 | 100%  |

### 相談事例③：★

(50歳女性  
・スーパー・正社員)

パワハラがきつい

スーパーマーケットのチェーン店に正社員として18年勤務。従業員は千人以上で組合もある。上司(チーフ)のパワハラが酷い。ちよつとしたミスで職員がいる前で「馬鹿と違うか」「なぜ仕事ができないのか!」と叱責を繰り返す。また、挨拶しても無視される。罵倒されたパート職員がトイレで泣いていたのも目撃した。

3年前同僚の職員が、店長に実情を訴えたが、店長はチーフの仕事ぶりを気に入っているの、真剣に改善する姿勢ではなく、チーフとパート社員が形だけの握手をすることです。それを済ませてしまっ

も相談したが、話は聞いてくれたが、改善する方向で取り組む姿勢は見られなかった。改善させる方法はないか?

### アドバイス

労働局に相談  
・本社に訴えるなど

まず、パワハラを立証するには、具体的な証拠を残すことが大事です。そのことを念頭に入れておく。そのうえで、大企業の場合はパワハラ防止法の適用になるので、労働局に相談する方法もあります。また、スーパーを営営する親会社の担当部署に「実情を記載した手紙」を何名かの連名(匿名でも可)で出すのも有効かと思ひます。人数が多い方がより有効です。



### 相談事例④：★

(60代女性・社団法人・契約社員)

会社都合退職か  
自己都合退職か?

一般社団法人に勤めている。1年契約の反復で、現在3年

経理の業務を担当している。法人の財政内容を把握できかなり悪く、このままいけば破綻するのではないかと判断できる。4年目の更新がされず、雇止めとなった場合「会社都合退職」となるか? また、労働条件の切り下げを認めるなら「更新する」と言ってきた場合、合意できないので「退職」する場合、「会社都合」か「自己都合」か知りたい。

### アドバイス

勤続3年以上での  
雇止めが目安

労働契約書もしくは労働条件通知書に「(雇用契約期間終了後)契約を更新する場合がある」の記載があり、かつ、雇用されている期間が3年以上の者が雇止めされる場合は「特定雇止め」による「会社都合」と同等とみなされる。

契約更新又は延長を  
申し出ることが条件

労働契約書もしくは労働条件通知書に「(雇用契約期間終了後)契約を更新する場合がある」の記載があり、かつ、労働者本人が契約期間満了までに契約の更新又は延長を申し出たにもかかわらず、更新又は延長されず、退職した場合も「会社都合退職」と同等とみなされる。

賃金15%以上切り下げが目安

賃金が15%以上切り下げられた(又は切り下げられることとなった)ため退職する場合は、会社都合退職と同等とみなされる。また、労働契約の締結時、明示された労働条件が事実と著しく相違したので退職した場合も、会社都合と同等なる場合もあります。該当する場合は「ケースバイケース」ハローワークで確認してください。



### 相談事例⑤：★

(20代女性・キャバクラ・アルバイト)

給与をくれない

キャバクラで体験アルバイトを持ち掛けられた。時給4千円支給する」と説明され、了解した。2週間ほど体験したが、合わないと思ひ辞めた。体験期間は、8月1日から15日。働いた日と時間の記録は、携帯に残してある。辞めた後、アルバイト代を支給するよう電話で2、3回要請したが「計算ができていない」などとはぐらかされ受け取っていない。支払う意思がないようだ。どうしたら支払ってもらえるか

### アドバイス

「働いた日・時間の証拠」と時給の証拠を持って「労働基準監督署」に出向く。とアドバイスをし、店の場所を聞くと「大阪」のことであつたので、大阪労働センターを紹介した。

新規相談件数  
(内コロナ関連件数)  
20年

|     |     |      |
|-----|-----|------|
| 1月  | 20件 | (0)  |
| 2月  | 29件 | (0)  |
| 3月  | 43件 | (2)  |
| 4月  | 76件 | (49) |
| 5月  | 49件 | (29) |
| 6月  | 53件 | (23) |
| 7月  | 38件 | (15) |
| 8月  | 39件 | (13) |
| 9月  | 24件 | (5)  |
| 10月 | 21件 | (7)  |
| 11月 | 25件 | (3)  |
| 12月 | 14件 | (3)  |
| 21年 |     |      |
| 1月  | 14件 | (5)  |
| 2月  | 17件 | (4)  |
| 3月  | 40件 | (17) |
| 4月  | 29件 | (1)  |
| 5月  | 15件 | (1)  |
| 6月  | 29件 | (2)  |
| 7月  | 22件 | (4)  |
| 8月  | 23件 | (0)  |
| 9月  | 20件 | (3)  |
| 10月 | 25件 | (0)  |

全国いつせい  
労働相談  
ホットライン

11月28日(木)  
10時~20時

コロナ禍での解雇・雇止めは許さない!

非正規・女性・学生も「働くことで困ったら」ためらわず電話しよう

9条改憲NO! 改憲発議に反対する  
全国緊急署名をすすめよう!